



告 発 状

告 発 人 埼玉県狭山市入間川3161番地48

狭山市民オンブズマン

代表幹事 田 中 寿 夫



電 話 04-2935-4532

同 埼玉県入間郡毛呂山町目白台2丁目25番15号

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 片 桐 逸 夫



電 話 049-294-2215

被告発人 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目12番2号

元埼玉県議会議員 沢 田 力

電 話 048-648-9195

第1 告発の趣旨

被告発人の下記告発事実に記載の所為は刑法第246条詐欺罪及び同第159条第1項私文書偽造等に該当すると思料するので捜査の上、厳重に処罰することを求め、刑事訴訟法代239条により告発する。

第2 告発の事実

埼玉県知事上田清司は「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」に基き毎年県議会各会派に政務活動費を支給している。

埼玉県議会自由民主党県議団に所属していた被告発人沢田力は、交付を受けた政務活動費の一部を平成23年12月1日から平成28年3月31日までの間、さいたま市浦和区北浦和4-1-4 5F・Bの住所で株式会社トータルプラン名義の偽造した領収書を使用し、これまで545万1205円を騙し取っ

た。

しかしながら、この住所のビルは3階建てであり5階とする会社は存在していない。その後会社の登記簿謄本によって北浦和4-1-10海田ビルであることが分かった。

この事実が発覚し、各メディアによって大きく報道され、被告発人も偽造の事実を認めて平成29年7月12日、この金額を返還し県議を辞職した。

しかし、被告発人はこのほかにも東京都港区六本木5-11-28-404株式会社ミップスの領収書も偽造されたと思料される。資料の角印が押してある◎印を除き、8枚で合計694万8061円が政務活動費から騙し取った疑いがある。

告発人は、3年前からこの事実を把握し調査を重ねてきたが、証拠として添付したつとむ新聞の自筆のサインが、領収書の宛名と酷似していること、平成28年3月31日付の3枚の領収書の金額が同一筆跡であると思料されることなどである。

報道機関の報道は(株)トータルプランの領収金額合計545万1205円の報道だけであり、(株)ミップスの偽造領収書に関しては全く触れていない。

被告発人及び自由民主党県議団も、明るみに出た金額の返還と議員辞職で事件の終結を図ろうとすることは決して県民の理解が得られるものではなく、厳重な捜査の上、厳罰に処していただきたいと、証拠を添えてここに告発するものである。

尚、告発人は本件に関し以後捜査に関して全面的な協力することを申し添えます。

平成29年7月13日

埼玉県狭山市入間川3161番地48

狭山市民オンブズマン

代表幹事 田 中 寿 夫

電 話 04-2935-4532

埼玉県入間郡毛呂山町目白台2丁目25番15号

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 片 桐 逸 夫

電 話 049-294-2215

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

さいたま地方検察庁

検事正 落 合 義 和 様